

丸亀市中期財政フレーム(改訂)

フレーム期間 令和2年度～令和6年度
(長期試算フレーム 令和11年度まで)

令和2年9月

丸 亀 市

目 次

(本編)

1	中期財政フレームの目的	1
2	フレームの基本的事項	2
3	フレーム推計（試算）の考え方	3
4	中期財政フレーム	8
5	課題と取組	9

(資料編)

■	経常収支比率	1 1
■	実質公債費比率	1 1
■	将来負担比率	1 1
■	市債残高と公債費（長期試算フレーム）	1 2
■	基金残高推移（長期試算フレーム）	1 3

丸亀市中期財政フレーム（本編）

1 中期財政フレームの目的

中期財政フレーム（以下「フレーム」という。）は、まちづくりの中長期的展望の下に計画する諸施策や構想を着実に推進するため、その基盤となる堅実な財政運営の指針とするものです。

そのため、フレームでは、経常的な収入と義務的な経費等の比較により、投資的経費に充当可能な財源の経年予測や、今後の課題である公債費や基金を試算し、本市の財政的な「力量」を推し量る指標を示します。

また、このフレームは、毎年の決算期に見直しを行うことで、常に将来的な財政の弾力性を監視するとともに、市民の皆様にも公表し財政情報の提供に努めます。

具体的な目的は下記のとおりとします。

- （１）第二次丸亀市総合計画に掲げる「将来像」の実現に向け、基本計画に掲げる重点プロジェクトの着実かつ計画的な実施を推進する。
- （２）第四次丸亀市行政改革プランに基づく行政システムの適正化を促進し、持続可能な行財政運営の構築と市民サービスの向上を推進する。
- （３）将来的に安定した財政基盤の確保を前提に、高度化・多様化した行政需要に柔軟かつ迅速に対応し、効果的で効率的な行政サービスの提供を推進する。

2 フレームの基本的事項

(1) 期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の財政フレームとし、あわせて、令和 11 年度までの 10 年間にわたる市債残高と公債費や基金残高にかかる試算を示します。

(2) 対象会計

一般会計（各特別会計にかかる繰出金等の財政需要を含む）とします。

(3) 収支フレーム

- ① 「経常的に収入される一般財源」と「経常的に支出される経費に充当（消費）される一般財源」の収支フレーム
- ② 「投資的経費に充当可能な一般財源」と「投資的経費などで必要となる一般財源（特定財源控除後）」の収支フレーム
- ③ 財源余剰、不足額に関するフレーム

(4) 推計のベース

推計のベースは、直近年度（令和元年度）決算額、及び改訂年度（令和 2 年度）決算見込額（9 月現在）とします。

税制及び国・県の制度等は、最新情報の捕捉に努めるものの、制度設計や改正内容による本市財政への影響が予測困難なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計します。

(5) 前年度繰越金、基金等繰入金及び積立金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、中期財政フレームの対象外としています。

また、年度間の財政調整手段としての「財政調整基金」のほか、「特定目的基金」の取り崩しについては、収支フレームにおける財源不足の際の財源手当てとします。

一方、積立金については収支フレームにおいて財源余剰の際の処分手法とします。

3 フレーム推計（試算）の考え方

【経常的一般財源】

（1）市税

①個人市民税

新型コロナウイルス感染症対策の影響による減収影響については、IMF 世界経済見通しでの実質 GDP の増減率を参考に令和 3 年度より 6%の減収を見込み、後年度も同額で推移するものと試算しています。

②法人市民税

個人市民税と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を 6%の減収と見込むほか、令和 2 年度の法人市民税の税率改正による影響を織り込み、令和 2 年度から減収を見込んでいます。先行きの予測は困難であることから、本フレームの期間中は、令和 2 年度の決算見込額で推移するものと試算しています。

③固定資産税

令和 3 年度及び令和 6 年度の評価替えを見込むとともに、企業立地促進条例の対象となる償却資産等の影響額を織り込んでいます。

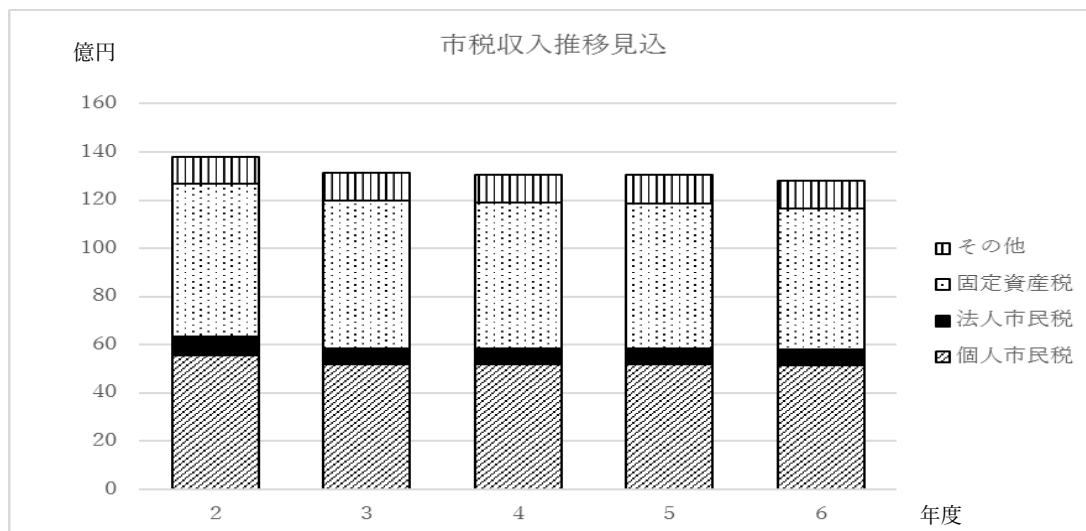
④その他（軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

軽自動車税は、新車登録台数の動向により、種別割については、令和 2 年度は微増、令和 3 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じると見込んでいます。

環境性能割については、令和 3 年 3 月まで臨時的な軽減措置があることからその影響も織り込んでいます。また、令和 4 年度以降はグリーン化特例の見直しに伴う適用外車両の増加を見込んでいます。

市たばこ税については、令和 2、3 年度に増税となりますが、健康志向の高まりから減少していくと推計しています。

入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響を織り込み、令和 2 年度に大幅な減収を見込んでいます。



（２）地方交付税

① 普通交付税

基本的には国の地方財政計画によりますが、市税等の動向や公債費の推移などを織り込んで試算しています。

なお、消費税率等の引上げに伴う普通交付税の算定については、税率引上げによる増収分は、当面基準財政収入額に 100%算入されるとともに、一方で社会保障の充実及び人づくり革命に係る地方負担分は基準財政需要額に 100%算入されるため、将来推計額への影響はないものとして試算しています。

② 特別交付税

特別交付税については、経常的な一般財源としてではなく、災害などの特別な財政需要に対する財政措置であるため、中期財政フレームの対象外としています。

（３）臨時財政対策債

地方の一般財源の収支不足は、本来、地方交付税制度を通じて財源調整されるべきものですが、国の交付税特別会計では賄えないために、臨時的措置として創設された地方債制度です。毎年、制度の延長がなされていますが、後年度において交付税措置されるべき金額が措置年度の発行可能額に迫り、制度的に矛盾とも言える状況となっています。

国では、財源の捻出など不透明な部分があるものの、地方の一般財源確保に向けた取組を進めていますので、現時点では現制度が継続されるものとして、令和 3 年度以降については令和 2 年度発行可能額を参考に一定の 14 億円と見込んでいます。

（４）地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、エコカー減税など自動車税制の動向にもよりますが、当面は税額の大きな変動要因を想定することが困難なため、これまでの実績に基づき計画期間中の収入額を見込みました。

また、森林環境譲与税では、国の示す基準に即した額を織り込みました。

一方、交付金は令和元年 10 月からの消費税率等の引き上げに伴い、地方消費税交付金は増収を見込むほか、自動車取得税交付金の廃止に伴う減額と自動車税環境性能割交付金の創設による増額を見込んでいます。

その他、配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金では、新型コロナウイルス感染症の影響について、平成 20 年のリーマンショック時における本市交付金の減少率を参考に減収を織り込んだほか、法人住民税法人割の減収補てん措置として令和 2 年度より創設された法人事業税交付金による増額を見込んでいます。

（５）その他

使用料や財産収入などの経常一般財源は、基本的にこれまでの実績等を踏まえ同等額を見込んでいますが、令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴う使用料収入の減少及び学校給食費の公会計化の影響による増加を見込んでいます。

【経常的経費（所要一般財源）】

（１）人件費

職員数については、平成 31 年 3 月に策定した第四次丸亀市定員適正化計画を基本として、各年度の定年退職予定者数と新規採用予定者数及び再任用職員数を考慮しています。

職員給については、退職者一人あたり 940 万円の減額とし、新規採用者一人あたり 380 万円（定年退職者の入れ替わりによる減少額：一人あたり 560 万円）として算出しています。また、再任用職員は一人あたり 460 万円としています。

退職金については、定年退職者一人あたり 2,100 万円としています。

なお、令和 2 年 4 月より導入された会計年度任用職員制度については、後述する臨時的経費の中で織り込んでいます。

（２）扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向が続いていることから、将来予測としては、近年の増加率を参考に経常一般財源所要額の伸び率を 1%と見込み推計するとともに、幼児教育無償化に伴う増加額を織り込んでいます。

（３）公債費

合併特例債をはじめ可能な限り計画期間中に発行する新発債も考慮のうえ市債残高を推計し、起債メニューごとの償還年数や利率などを勘案することにより算出しました。

なお、新発債の利率等については、直近の借入利率を参考に、政府系資金は年利 0.02%、市中銀行からの借入れは 10 年償還が年利 0.34%、15 年償還が年利 0.46%として推計しています。

☞参考：資料編 12P.「市債残高と公債費（長期試算フレーム）」

（４）物件費、維持補修費、補助費等

これまでの実績を踏まえた中で、国の制度への対応や消費税率等の引き上げなどを考慮し、経常経費の一般財源所要額を推計しています。また、学校給食費の公会計化に伴う物件費の増加や市民交流活動センター指定管理料などを追加したほか、幼児教育無償化及びこれにあわせて本市が独自に実施する給食費無償化に関する補助費の増加を織り込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計繰出金については、基本的には繰入基準に則った経年の試算をしました。

① 国民健康保険特別会計

「丸亀市国民健康保険特別会計財政計画」を基本に織り込んでいます。

② 下水道事業会計

令和 2 年度から地方公営企業法の適用となり、農業集落排水特別会計とあわせ、下水道事業会計に移行しています。

浄化センター再構築計画を踏まえた下水道事業経営戦略などに沿って見込んでいます。

③ 介護保険特別会計

「第 8 次高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」に基づき、当該計画期間中の介護給付費や地域支援事業費など推計し織り込んでいます。

④ その他特別会計

後期高齢者医療保険特別会計などについては、国の制度動向やこれまでの実績から相当額を見込んでいます。

【投資的経費（事業費－特定財源＝所要一般財源）】

(1) 事業費

① 合併特例債事業

合併特例債については、これまで、市庁舎等整備関連事業をはじめ、学校教育施設や保育所施設、コミュニティセンターなどの整備財源として活用してまいりました。本市の活用可能期間である令和 2 年度までの活用事業を織り込み、現時点での事業費等を推計しています。

② 緊急防災・減災事業

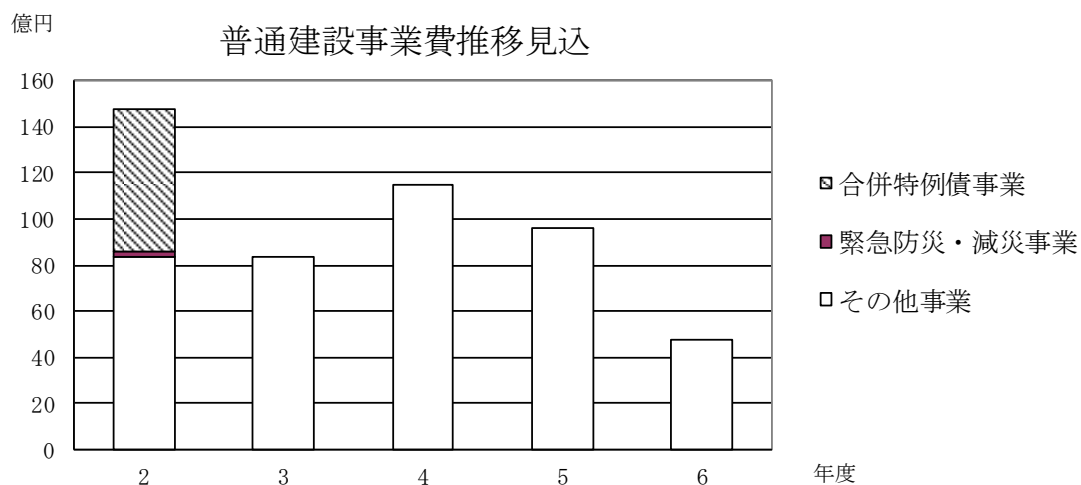
地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、国では令和 2 年度までの間、緊急防災・減災事業債の予算措置を継続することとしているため、措置期間中の計画事業を織り込んでいます。

③ その他の事業

普通建設事業（投資的経費）に係る全庁調査の結果を基に、これまでの実績なども踏まえ、現時点における計画期間中の推計額を計上しています。

④ 大手町地区公共施設再編整備事業

現時点の市庁舎等整備関連事業計画を織り込むほか、新市民会館についても整備計画に示された額を基準にフレームに織り込んでいます。なお、これらの財源については、合併特例債をはじめとする市債のほか、大手町地区公共施設再編整備基金からの繰入等の範囲内において手当とする予定です。



(2) 特定財源（国県補助金、地方債等）

継続事業や通常見込まれる建設改良事業に対する国県補助金及び地方債については、これまでの実績や現時点での制度等が引き続き継続される前提で試算しています。

【臨時的経費（所要一般財源）】

経常的に必要となる経費のほかに、施設の修繕費、国県支出金や税の過誤納還付金など、その年々の事情により臨時的に一般財源での措置が必要となる経費があります。

一般財源所要の臨時的経費については、これまでの実績等を踏まえた期間中の所要額のほか、平成 28 年度に制定した「丸亀市企業立地促進条例」に係る奨励金や、令和 2 年 4 月より導入された会計年度任用職員制度にかかる所要見込額も織り込み推計しています。

4 中期財政フレーム

(単位：百万円)

経常的歳入歳出の区分		令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		見込額	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比
経常的 一般財源	市 税	13,792	13,122	95.1%	13,063	99.6%	13,032	99.8%	12,809	98.3%
	地方交付税（普通）	7,420	8,065	108.7%	7,965	98.8%	7,864	98.7%	7,898	100.4%
	臨時財政対策債	1,393	1,400	100.5%	1,400	100.0%	1,400	100.0%	1,400	100.0%
	地方譲与税・交付金	2,526	2,747	108.7%	2,735	99.6%	2,863	104.7%	2,868	100.2%
	その他	156	156	100.0%	156	100.0%	156	100.0%	156	100.0%
	合 計 A	25,287	25,490	100.8%	25,319	99.3%	25,315	100.0%	25,131	99.3%
一般財源 所要額	人 件 費	6,091	6,053	99.4%	5,834	96.4%	5,656	96.9%	5,736	101.4%
	扶 助 費	3,851	3,889	101.0%	3,928	101.0%	3,967	101.0%	4,006	101.0%
	公 債 費	5,776	5,869	101.6%	5,987	102.0%	5,992	100.1%	6,075	101.4%
	物件費、維持補修費、補助費等	5,274	5,413	102.6%	5,413	100.0%	5,413	100.0%	5,413	100.0%
	繰 出 金	4,261	4,218	99.0%	4,220	100.0%	4,265	101.1%	4,288	100.5%
	合 計 B	25,253	25,442	100.7%	25,382	99.8%	25,293	99.6%	25,518	100.9%
臨時的 経費	充当可能な一般財源 C = A - B	34	48	141.2%	-63	-231.3%	22	134.9%	-387	-1859.1%
	投資的事業費総額	14,782	8,337	56.4%	11,453	137.4%	9,593	83.8%	4,787	49.9%
	（ 特 定 財 源 ）	13,018	7,155	55.0%	10,354	144.7%	8,560	82.7%	3,774	44.1%
	投資的一般財源所要額 D	1,764	1,182	67.0%	1,099	93.0%	1,033	94.0%	1,013	98.1%
	その他臨時的一般財源所要額 E	2,881	2,154	74.8%	2,078	96.5%	2,061	99.2%	2,011	97.6%
経常的一般財源余剰（不足）額 F = C - D - E		(4,611)	(3,288)	71.3%	(3,240)	98.5%	(3,072)	94.8%	(3,411)	111.0%

参考：令和2～令和6年度 F行の累計額

(17,622)

5 課題と取組

（課題）

令和元年度決算は、歳入総額は約 466 億円、歳出総額は約 462 億円で、歳入歳出差引額が約 4 億円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が約 3 億円となりました。

市税や地方交付税が増額となった一方、公債費や扶助費、また施設改修などに係る普通建設事業費の増加などが影響し、財源調整のために積み立てている財政調整基金から昨年度に引き続き取り崩しを行うなど、合計で約 24 億円の基金を取り崩して財源手当てを行うという非常に厳しい決算となりました。

本フレームにおける試算では今後も経常的一般財源の不足が見込まれることから、引き続き景気や国の施策などの動向をはじめ、時代の変遷に伴う行政需要に柔軟に対応するとともに、次に掲げる課題などを踏まえ、厳格な財政運営に努めます。

- （１）公債費の増加
- （２）中期財政フレーム期間中、経常的一般財源ベースで総額約 176 億円の財源不足
- （３）新市民会館整備などへの対応と公共施設の老朽化対策

（取組）

- （１）第二次総合計画「将来像」の実現に向けたまちづくり

本市が目指すまちづくりを一貫して推進するため、基本計画に掲げる施策ごとの成果指標や重点プロジェクトの進行管理と行政評価（検証）を行います。

- （２）行財政改革の推進

平成 30 年 3 月に策定した第四次丸亀市行政改革プランの推進により「最少の経費で最大の効果」という地方自治運営の基本的観点から不断の改革に取り組みます。

- （３）行政と民間の役割分担

①市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応する観点から、行政の役割を明確にし、成熟した民間市場の活用が有効であると判断されるものについては、積極的な外部活力の導入を推進します。

②市民主体のまちづくりを進める観点から、地域課題に取り組む身近な自助・共助を推進します。

（４）財政基盤の強化

- ①財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、保育料、使用料等のほか、私債権などに分類される債権についても収納率の向上対策を推進します。
- ②自主財源の確保の観点から、将来的な公共利用が予定されない資産については積極的に処分します。
- ③年度間の財源調整や将来的な行政需要に対応する観点から、財政調整基金をはじめ各種特定目的基金の効果的活用と留保に努めます。
- ④特別会計や企業会計は特定の歳入を持って特定の事業を実施する原則的な観点から、徹底した経営努力による歳入確保と事業経費の見直しを行い、一般会計からの一般財源の流出（繰出金等）を抑制します。
- ⑤中期的な収支見通しに加え、長期的な動向も踏まえる観点から、各年度の状況の変化に応じ所要の修正を加えながら中期財政フレームを更新します。

（５）事務事業の適正化、効率化

- ①公共施設の整備事業費や将来的な維持管理経費などの観点から、投資的事業の選択と集中のもと、工事手法等に知恵と工夫を結集しコストの縮減に務めます。
- ②計画的かつ効率的なファシリティマネジメントの観点から、公共施設等総合管理計画の基本方針に則り、各部門別に策定する長寿命化計画等を着実に推進し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ③物件費の抑制と職員のスキル向上の観点から、職員自らの能力を発揮することによりクリアできる事務事業については安易に委託することなく積極的に取り組みます。

丸亀市中期財政フレーム（資料編）

■ 経常収支比率

P.8 の中期財政フレームにおいて、経常的一般財源総額(A)と経常経費一般財源所要額(B)の比率(B/A)で算出しています。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
99.9%	99.8%	100.2%	99.9%	101.5%

☞経常収支比率：団体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表しており、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

■ 実質公債費比率

（算出コメント）計画期間中の市債に係る元利償還金と、公営企業や一部事務組合の償還金の財源となる繰出金や負担金などを推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。前 3 年度間の平均値が、当該年度の実質公債費比率となります。

なお、公営企業関連施設や設備、衛生関連施設が耐用年数を迎えており、施設の状況等によっては後年度に財政負担が必要となる場合も想定されます。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
9.0%	10.0%	10.5%	11.0%	11.8%

☞実質公債費比率：標準財政規模に占める公債費負担（普通交付税で措置されるものを除く）の程度を判断するものである。公営企業の地方債元利償還金への繰出金や、一部事務組合の元利償還金に充てられた負担金も公債費負担に含めており、公債費負担の実態を反映させている。（18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要となる。）

■ 将来負担比率

（算出コメント）公営企業等も含めた償還金に対する負担額に加え、退職手当等の負担額の合計額から、基金などの充当可能財源を差し引いた額を推計し、標準財政規模との割合を算出しています。

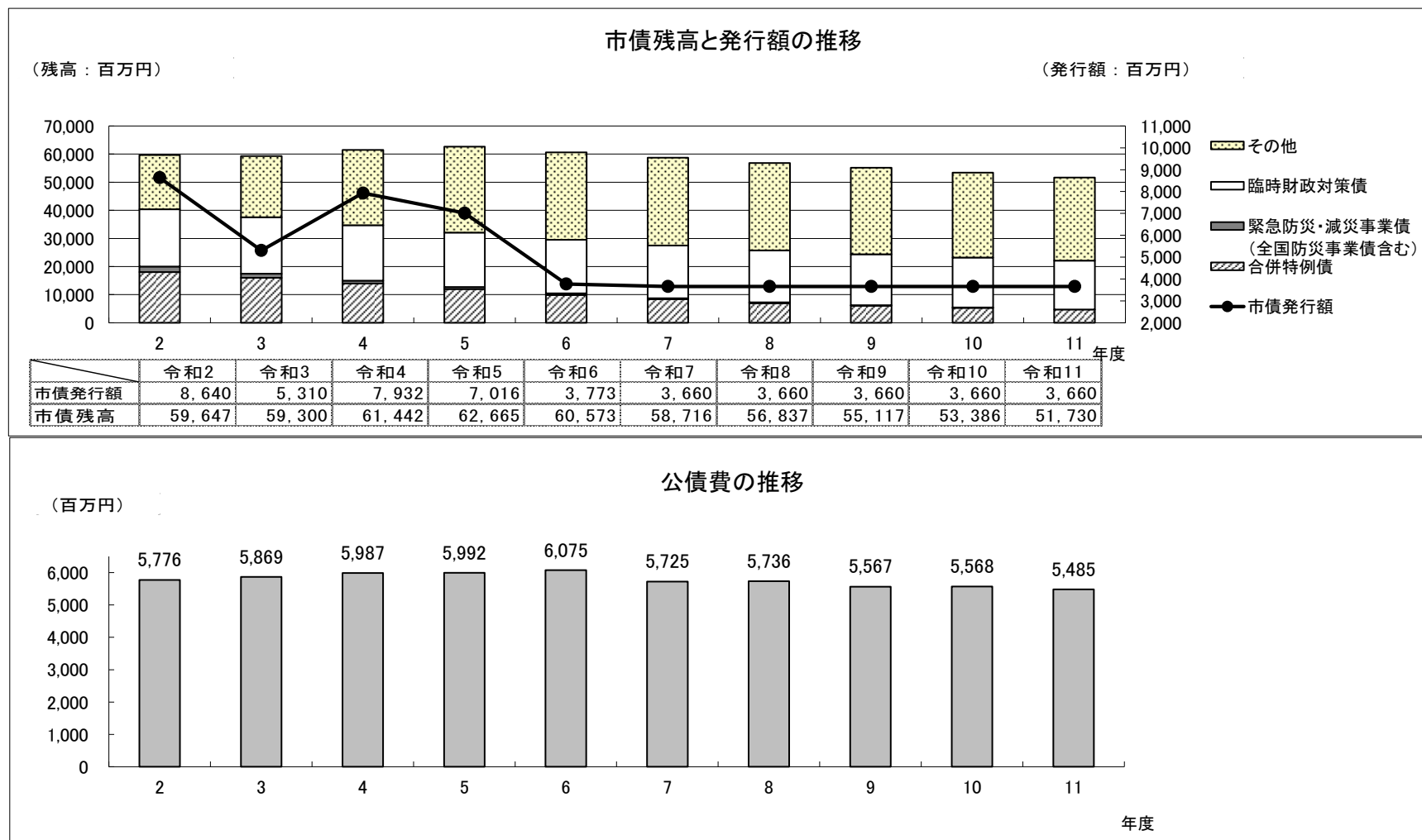
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
46.2%	56.0%	86.6%	119.5%	128.7%

☞将来負担比率：一般会計等が負担する負債の額から、負債に充当可能な積立基金や特定財源、普通交付税で措置される負債額を控除した将来負担額の標準財政規模に占める割合を示す指標である。負債の額には、一般会計等の地方債残高、公営企業、一部事務組合、出資団体の負債額、退職手当負担額等が含まれており、自治体の本体である一般会計等が将来にわたる負担額全体を網羅している。

■ 市債残高と公債費（長期試算フレーム）

合併特例債を中心に計画期間中の市債発行額を見込み、将来的な市債残高及び公債費を推計しています。なお、その他の事業債についても、事業内容等から可能な範囲で市債を想定し推計しています。

その結果、市債残高は令和5年度、公債費は令和6年度に、それぞれピークを迎える見込みとなっています。



■ 基金残高推移（長期試算フレーム）

基金については、今後、合併特例債をはじめとする市債の償還が本格化することや、大手町地区公共施設再編整備事業への対応などから、将来的な財源確保として「**基金の効果的活用と残高確保**」に努めます。

長期試算フレーム期間中は、可能な限り取崩額を抑制し財政調整基金などへの確実な積立てを目標とします。

中期財政フレーム期間中の基金残高の推移

〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (①+②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
令和 2 年度	25,831	7,312	4,251	3,061	243	100	143	28	18,790
令和 3 年度	18,790	3,803	2,928	875	200	100	100	21	15,208
令和 4 年度	15,208	4,174	2,880	1,294	200	100	100	16	11,250
令和 5 年度	11,250	3,811	2,712	1,099	200	100	100	12	7,651
令和 6 年度	7,651	3,051	3,051	—	200	100	100	9	4,809

計画期間最終年度（令和 6 年度）の経常的一般財源不足の状況が継続したと仮定した場合の基金残高の推移

〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (① + ②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
令和 7 年度	4,809	3,051	3,051	—	200	100	100	5	1,963
令和 8 年度	1,963	3,051	3,051	—	200	100	100	2	▲886
令和 9 年度	▲886	3,051	3,051	—	100	100	—	—	▲3,837
令和 10 年度	▲3,837	3,051	3,051	—	100	100	—	—	▲6,788
令和 11 年度	▲6,788	3,051	3,051	—	100	100	—	—	▲9,739

【内訳の説明】 ①：各年度の経常的一般財源不足額（P8 の表の F 行）から特別交付税（360 百万円）を差し引いた額

②：大手町地区公共施設再編整備基金からの充当額

③：ボートレース事業からの繰入額

④：財政調整基金への積立額